



国民健康保険の広域化に向けて



第1回 国民健康保険の運営（現行方式と広域化）

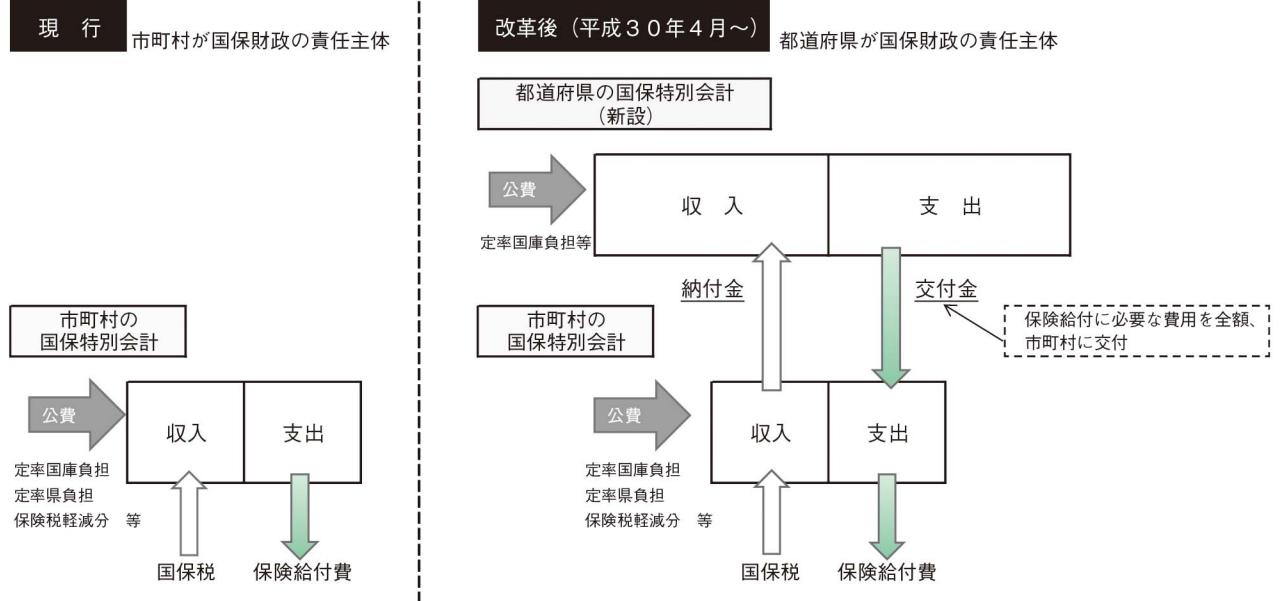
国 民健康保険（国保）は、会社等の社会保険やほかの健康保険に加入していない方が加入する、国民皆保険制度の根幹をなす制度です。国保は、被保険者（加入者）の皆さんに納めていただく国保税や公費（国や県、町の負担金、補助金）などを財源として、市町村が運営していますが、さまざまな課題を抱えています。

今回『国民健康保険法』が改正され、平成30年4月からは県と市町村が共同で国保を運営することになりました。現在は、新制度への移行に向けた準備を進めているところです。そこで、町民の皆さんに国保の運営と広域化についてご理解いただくために、本誌で「シリーズ国民健康保険の広域化に向けて」を連載します。

第1回目となる今回は、国保の運営（現行方式と広域化）についてご説明します。

○国保運営の仕組み

現在の制度と改革後の運営の仕組みを比較すると、次の図のとおりとなります。



○都道府県が国保の共同運営主体に

国保は、国民皆保険制度の中核として非常に重要な役割を果たしていました。しかし、近年の医療技術の高度化等により一人当たりの医療費は増加傾向であるのに対し、加入する被保険者数の減少などにより国保税の増加は見込めないという構造的な問題を抱えています。

国では、こうした国保の現状を改革するため、平成27年5月に法律を改正し、平成30年4月からは県が市町村とともに国保の共同保険者となり、財政運営の責任主体を担うことで国保運営の安定化・効率化を図ることにしました。市町村は、引き続き国保税の賦課・徴収、保険証の交付、特定健康診査等の保険事業を行います。

現在、県では、広域化へ向けた準備作業を進めており、今後市町村が国保税額を決定する際の指標となる標準保険税率や、県内の統一的な運営方針が示される予定です。

町では、運営方針に基づく国保税の見直しや運営のあり方を検討していきます。

○広域化のメリット

- ①財政規模が大きくなり、小規模市町村の財政運営が安定します。
- ②都道府県統一の運営方針により、事務の標準化が図られます。

国民健康保険は、制度発足以来の大規模な改革を迎えます。新たな制度への理解と協力を願っています。

【次回は医療費について】をお届けします。

■問い合わせ／町民課（☎581-2121内線114）へ。

開催します！ 健康・ふれあい映画会

中 央公民館では、健康・ふれあい映画会を開催します。映画上映前の歌と映画鑑賞で、体も心も元気になります。

■日時

5月28日（日）午前10時～午後1時30分～

※それぞれ30分前に開場

■場所

中央公民館ホール

■上映作品

「湯を沸かすほどの熱い愛」（宮沢りえ、松坂桃李、オダギリジョー出演）

■前売券

一般1,000円、シニア（60歳以上）800円

■当日券

前売券から各200円増し、小学生～高校生500円

■プレイガイド配布場所

①観光協会寄居駅前案内所（☎581-3012）②グリーンブック寄居店（☎581-4448）③中央公民館事務室（☎581-2662）④深谷シネマ（☎551-4592）

■問い合わせ

深谷シネマ（☎551-4592）へ。



お出かけください！ 日本の里風布館 5月のイベント

ノルディックウォーキング教室

■日時／5月23日（火）

午後1時～3時

※小雨決行、荒天中止

■場所／日本の里風布館

■定員／10人

■講師／長島秀子氏

■費用／1,000円（デザート・飲み物代込）

絵手紙教室

■日時／5月26日（金）

午後1時30分～3時30分

■場所／日本の里風布館

■定員／15人

■持参するもの／動きやすい服装および靴（サンダル不可）、帽子、リュックまたはウエストポーチ、ハンドタオル、飲み物、ポール（お持ちの方のみ）

■講師／シンコースポーツ（株）角田佳津子氏

■費用／1,000円（飲み物代込）

※ポール持参の場合は700円

ソープカービング教室

■日時／5月30日（火）

1回目：午前10時～11時

2回目：午後1時～2時

■場所／日本の里風布館

■定員／各回5人

■持参するもの／老眼鏡（必要な方のみ）

■問い合わせ／日本の里風布館（大字風布74、☎581-5341）へ。

■講師／株サンワックス

■費用／1,000円（デザート・飲み物代込）



男性不妊治療も助成の対象になりました！ 寄居町不妊治療費助成事業

町 では、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策および次世代育成支援の推進を図るため、平成27年度から不妊治療費助成事業を実施しています。今年度から、女性に対する助成に加えて、男性不妊治療も助成の対象になりました。

■申請期間／埼玉県不妊治療費助成事業による助成金支給決定日が属する年度内

■助成金額／夫婦1組につき年度当たり1回とし、特定不妊治療（妻が行った治療）と男性不妊治療それぞれ10万円を上限とし、通算で5年度まで交付

■対象／県が実施している不妊治療費助成事業による助成金支給決定を受けた方で、次の要件をすべて満たす方

○夫婦の双方、または一方が不妊治療の開始日から助成金の申請日まで引き続き町の住民基本台帳に登録されている方

※男性不妊治療については、4月1日以降に治療を開始した方

○町税を滞納していない方

○他の地方公共団体から、同一の不妊治療に対する同種の助成（県助成金を除く）を受けていない方

■申請方法／所定の申請用紙に添付書類を添えて、保健福祉総合センターへ申請してください。

※申請用紙は保健福祉総合センターと町健康福祉課に備え付けてあるほか、町公式ホームページからも取得できます。

添付書類／

○埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し

○埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書の写し

○治療費の領収書（原本の提出ができない場合は写し）

※埼玉県不妊治療費助成事業については、県のホームページをご覧ください。

■問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581-8500）へ。